

平成 21 年 7 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ケーユーホールディングス  
代 表 者 の 取 締 役 社 長 井 上 恵 博  
役 職 氏 名  
(コード番号 9856 東証第二部)  
問 合 せ 先 取締役総合企画部長 堀 内 伸 泰  
(TEL 042-796-3133)

## 内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします（改定箇所はアンダーラインで表示してあります）。

### 記

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ各社の全ての役職員が守るべき企業行動規範を定め、法令遵守精神の涵養と企業倫理の確立を図り、公正で透明な企業風土の構築に努めてまいります。また、コンプライアンス規程に基づき、各職制や研修などを通じ指導教育を実施し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合する体制の整備を行います。

取締役を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループ各社のコンプライアンス問題を一元的に管理するとともに、内部通報制度を設け、コンプライアンス上の問題に係る情報を、全ての役職員から広く収集いたします。

内部監査室は、監査役会と連携し、法令などの遵守状況を定期的に監査を行い、その結果を取締役に報告いたします。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会など重要な会議の審議経過や意思決定の記録、重要事項に係る稟議書、重要な契約書など、取締役の職務執行に係る情報につきましては、法令及び社内規程に基づき保存することといたします。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、全社的なリスクを把握・評価し適切な対応を行うために、リスク管理規程に基づきリスク管理体制の整備を図ります。またリスク管理の実効性確保のため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、取締役をリスク管理総括責任者に任命し、リスク管理の一元化を図ります。

リスク管理総括責任者は、全社的なリスクの管理状況を把握し、適宜（緊急の場合は直ちに）社長及び必要に応じ取締役会に報告を行うとともに、必要な対策や予防措置を検討するものといたします。また災害を始めとする不測の事態に対しては、緊急事態対策規程に則り迅速かつ適切な対応により損失の極小化を図る体制を整備いたします。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会及び必要に応じ臨時取締役会を開催するほか、原則毎月1回グループ各社の取締役、執行役員及び常勤監査役をメンバーとする経営会議を開催し、グループの経営戦略や取締役会に上程する重要案件の事前審議を行うなど、取締役の意思決定及び職務執行の効率化を図ります。

業務の運営及び進捗状況の管理につきましては、毎年取締役会の決議を経て策定する年度計画（予算）に基づき、各部門に明確な目標を設定し、取締役会がその進捗管理を行います。

### 5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、持株会社としてグループ各社の業務運営を管理監督するとともに、全体最適の観点から必要な経営資源の配分を行い、グループ各社の業務の適正を確保するための体制整備を行います。

当社の社長及び取締役の多くは、グループ各社の取締役を兼務しており、グループ各社の運営を監視・監督しております。また経営会議において、グループ各社の情報交換や、グループの経営戦略についての必要な協議を行っております。

当社の常勤監査役は、グループ各社の監査役を兼務しているほか、内部監査室が定期的にグループ各社を監査するなどグループの業務の適正を確保する体制を整備いたします。

また当社グループは、財務報告の信頼性を確保するための統制の強化と、財務報告に係る内部統制の評価基準に則り、公正妥当な評価を行う体制の整備を図ります。

## **6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項**

監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、監査役及び監査役会の職務を補助する職員を他部署との兼務で配置しております。当該職員の人事考課及び人事異動に関しては、監査役会の意見を聴取することといたします。

## **7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に当該事実を報告いたします。常勤監査役は、取締役会のほか経営会議など主要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の進捗状況について報告を受けるといいます。また監査役は、業務執行に係る重要な文書及び稟議書などを閲覧し、必要に応じ取締役又は使用人にその説明を求めることといたします。

## **8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会は、会計監査人から会計監査についての説明を受けるとともに、適宜情報の交換を行います。また内部監査人とも密接な連携を保ち、監査役の監査の実効性を高めることといたします。

## **9. 反社会的勢力を排除するための体制**

当社は、グループ各社の全ての役職員が守るべき企業行動規範に則り、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人・団体には断固たる態度で臨みます。また、コンプライアンス規程において反社会的勢力との対決を謳い、更にコンプライアンスマニュアルで具体的内容を定めることにより、グループ全ての役職員への徹底を図り、反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進いたします。

以上